

源泉所得税の徴収漏れに係る対応状況等について

1. 経緯・内容

- ・ 昨年 10 月 25 日 大津税務署長から本県の源泉所得税徴収事務について、適正に行われているかを確認するよう指示があり、全庁的に自己点検を実施
- ・ 農政水産部においては、測量士および建築士への業務委託料の支払手続きで、源泉所得税の徴収漏れが判明

2. 対応等の状況

(1) 源泉所得税徴収不足等の状況

(単位:千円)

	所得税 (徴収不足額)	延滞税	不納付 加算税	納付額計
当初 (12 事業主 15 件)	5,462	234	270	5,966
追加 (1 事業主 1 件)	446	20	22	488
計 (13 事業主 16 件)	5,908	254	292	6,454

(2) 税務署および事業主への対応

- ・ 大津税務署に対し、源泉所得税不足額を納付 (12/24、2/10) するとともに、該当する事業主に対し、謝罪および県へ所得税相当額の納付依頼ならびに事業主として税務署に対して行う税務手続き (更正請求) について説明 (12/10 から順次)

(3) 事業主からの収納状況および今後の見通し (平成 26 年 2 月 10 日現在)

① 収納状況

- ・ 4 事業主 1,069,950円

② 今後の見通し

- ・ 5 事業主にあつては、税務署に対し更正請求を行ったことを確認しており、源泉所得税相当額が事業主に還付された後、県へ納付される予定
- ・ 3 事業主にあつては、これから更正請求を進める旨確認
- ・ 1 事業主にあつては、すでに廃業し、現時点で所在が把握できないため、対応等について、関係部局と協議・調整中

3. 再発防止の徹底

- ・ 平成 25 年 12 月 12 日 付け 会計管理局 会計課長 通知「所得税の源泉徴収事務の徹底について」に基づき、職員に周知徹底を図るとともに、田園振興関連所課長会議等において、管理・監督職員として契約から支出に至るまでの事務処理について、さらなるチェックを働かせることにつき再確認した。
- ・ なお、入札に参加する測量士等個人事業主への周知にあつては、本年 2 月 1 日より各部局が委託業務を発注する際、入札説明書に所得税の源泉徴収の取扱いについて記載するよう改正された (平成 26 年 1 月 29 日 付け 土木交通部 監理課長 通知)。